

【住まいを建て替え・取得したい】

支援策の名称	34 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	その他
支援の内容	<p>●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●支援の内容の概要は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①返済金の払込みの据置:1～5年間 ②据置期間中の金利の引き下:0.5～1.5%減 ③返済期間の延長:1～5年 <p>●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
お問合せ先	住宅金融支援機構 0120-086-353、048-615-0420

【被災地での健康を守るための一コマ】

●病気の予防について

～歯と口の清掃(口腔(こうくう)ケア)・入れ歯

避難生活では、水の不足等により、歯・口・入れ歯の清掃がおろそかになり、食生活の偏り、水分補給の不足、ストレスなども重なって、むし歯、歯周病、口臭などが生じやすくなります。特に高齢者では、体力低下も重なり、誤嚥性肺炎などの呼吸器感染症を引き起こしやすくなります。

できるだけ歯みがきを行い、歯みがきができない場合でも、少量の水でできるうがい(ぶくぶくうがい)を行いましょ。また、支援物資には菓子パンやお菓子も多いですが、食べる時間を決めるなどして、頻回な飲食を避けるようにしましょ。